

令和2年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。

- 2 開催日 令和2年8月21日（金） 午後2時00分

- 3 開催場所 御殿山会館 3階 大会議室

- 4 出席委員 委員長 前 橋 明 朗
委員 須 賀 正 人
委員 高 田 悦 夫

- 5 審議対象期間 令和元年6月1日から令和2年5月31日

- 6 対象案件 総数 294 件
抽出案件 6 件
(内訳) 事後審査型条件付き一般競争入札 2 件
一般競争入札 2 件
随意契約 2 件

議事等の概要

1 報告事項

(1)発注状況について

事務局から、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの発注状況について説明

(2)指名停止の運用状況について

事務局から、9件の指名停止の運用状況について説明

(3)談合情報対応状況について

事務局から、審査対象期間内において、談合情報は無かった旨報告

(4)抽出結果報告

須賀委員より、抽出工事を選定した理由について、鹿沼市入札適正化委員会条例第2条第2号の規定による公共工事の抽出は、契約金額が高いもの或いは落札率等を考慮し、事後審査型条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約から各2件、計6件を抽出した旨を報告

2 審議事項

(1)「令和元年度中央分区下水道管更生工事」について

- ・工事箇所：鹿沼市上田町外
- ・担当課：環境部下水道施設課

(2)「鹿沼市新庁舎整備建設工事」について

- ・工事箇所：鹿沼市今宮町
- ・担当課：財務部公共施設活用課

(3)「令和元年度森林路網整備事業与洲加戸沢線改良工事」について

- ・工事箇所：鹿沼市上永野
- ・担当課：経済部林政課

(4)「令和元年災黒川橋橋梁災害復旧工事」について

- ・工事箇所：鹿沼市日光奈良部町
- ・担当課：都市建設部維持課

(5)「令和元年災害復旧事業 513/205 頭首工工事（横尾堰・柿内堰）」について

- ・工事箇所：鹿沼市上殿町
- ・担当課：経済部農政課

(6)「鹿沼市斎場火葬炉改修工事」について

- ・工事箇所：鹿沼市富岡
- ・担当課：市民課生活課

⇒すべての審議案件について、入札は適正に執行されたことが確認された。

3 抽出案件についての主な質疑

<審議案件(1)「令和元年度中央分区下水道管更生工事」について>

委員：今年度の工事個所3か所を選定した理由及び次年度以降の下水道管更生工事の計画について伺う。

工事担当：工事個所の3か所は、事前に行った調査の結果、他と比較して下水道管の老朽化が進んでいたため選定した。今後の工事の予定として今年度も同様の工事を1か所予定している。

委員：SPR工法と今後の工事にも採用するかについて伺う。

工事担当：SPR工法とは、既存の汚水管の中に塩ビ管の材料を入れて管を構築する工法。特徴は、管径が大きなものでも施工が可能、汚水を流しながらでも施工が可能というメリットがある。今回の工事路線は流量が多く、流れを止めて施工する影響を考慮して本工法を選定した。なお、鹿沼市の汚水管は200mmが主流であるため、通常は更に経済的な工法で実施する。

委員：従来工法とSPR工法の工事費の「差」について伺う。

工事担当：工事費に大きな「差」はないが、通行止めなどの不都合を最小限にできるというメリットがある。

委員：鹿沼市内でSPR工法が施工できる業者について伺う。

工事担当：鹿沼市内では1社のみ。

委員：入札参加条件の「近接工事を施工中でないこと」について伺う。

事務局：発注工事個所から半径500m以内に既に工事を施工中の業者については、工事場所が近いことで工事費積算の際に他の業者よりも安価になる可能性があるため、入札参加に制限を加えている。

<審議案件(2)「鹿沼市新庁舎整備建設工事」について>

委員：基本構想から現在、工事完成までのスケジュールについて伺う。

工事担当：H26年8月に基本構想、H27年5月に基本計画を策定した。その後、物価高騰などを理由に事業を一旦延期したが、H28年4月の熊本地震で防災拠点として市庁舎の必要性を再認識し、事業を再開、H30年9月に新庁舎整備基本設計、R1年9月に実施設計を完成させた。工事スケジュールは、R3年6月までが第1期工事で行政棟の半分と議会棟を完成させ、その後現庁舎を解体する。第2期工事として、行政棟の残りの部分をR4年1月からR5年3月まで行い、R5年度初めに引っ越し、事業完了となる。

委員：一括発注のメリットについて伺う。

工事担当：分割発注をした場合、各々の工事で要望を把握しなければならず、個々の調整に係る業務が多発する可能性がある。市庁舎のような大きな

工事になればこの傾向はより顕著に表れるため、そのような状況を避けるため一括発注にした。

委員： 総合評価落札方式を採用した理由について伺う。

工事担当： 防災拠点として機能する庁舎を整備するためには、高度な技術が必要となる。そのため、価格だけではなく、品質も含めて、優れた内容で施工できる者を選定するために総合評価落札方式を採用した。

委員： 低入札価格調査を行った理由について伺う。

事務局： 総合評価落札方式の入札では、予定価格のほかに調査基準価格と失格基準価格を設定する。今回の入札では、入札価格が調査基準価格を下回っていたため、入札価格で適正な履行が可能か否かを判断するために低入札価格調査を実施した。

委員： 入札に参加した4社の入札金額に2極化が見られるがその理由について伺う。

工事担当： 正確な理由は分からない。総合評価落札方式で価格と技術の総合の点数となるので、業者が重要視した項目が2極化したのではないかと予測できる。

委員： 実施設計の事業費（約65億円）と契約金額（約55.2億円）の「差」について伺う。

工事担当： 実施設計と契約金額の「差」は、事業費65億円のうち諸経費3.4億円、東館の解体及び駐車場整備費約1億円の計約4.4億円の「差」が生じる。事業費から約4.4億円を差し引いた金額約60.6億円が新庁舎建設工事費用となるが、入札の結果、契約金額が55.2億円であったため、入札執行残として5.4億円の「差」が生じ、合計して約9.8億円が事業費と契約金額の「差」となる。

委員： 追加工事による契約変更の予定について伺う。

工事担当： 既に鹿沼城の発掘作業に伴い増工が発生しているため、契約の変更は確定している。また、杭打機の搬入に伴い擁壁保護の工事を行っているため、こちらも増工となる。今後の施工においても、変更契約をせざるを得ない事態が生じる可能性があることは想定している。

<審議案件(3)「令和元年度森林路網整備事業与洲加戸沢線改良工事」について>

委員： 工事個所は土砂崩れがあったところなのか伺う。

工事担当： 大雨などで起こる土砂崩れではなく、元々の脆い岩質が経年により徐々に崩れている状態であった。昨年の台風被害とは直接の関係なく、以前から計画していた工事である。

委員： 本工事を施工せず、通行不通になった場合の影響について伺う。

工事担当： 林道になるので一般の通行はほとんどないが、林業関係者にとっては重要な道路である。不通となった場合、伐採した木の搬出ができなくなる、森林の維持管理が困難になるなどの影響が考えられる。また、与洲加戸沢線は粕尾と永野を繋ぐ林道になり、どちらかの県道が通行止めになった場合の迂回路としての役割も担っている。

委員： 与洲加戸沢線の今後の改良工事の予定について伺う。

工事担当： 現時点で工事の予定はないが、危険箇所などを発見し次第、改修・修繕などを対応する。

<審議案件(4)「令和元年災黒川橋橋梁災害復旧工事」について>

委員： 被災直後の応急仮工事の施工業者と本工事の施工業者について伺う。

工事担当： 同一の業者で施工した。

委員： 応急仮工事と本工事の関係について伺う。

工事担当： 仮工事では、流れてしまった擁壁工、仮舗装等を行い、本工事では大型土嚢で止めてあったものをブロックに貼替、土嚢擁壁工、舗装の本復旧工等を実施した。本工事には、仮工事の大型土嚢の撤去費等も含まれている。

委員： 被災個所の市道管理と河川管理で県と市の調整について伺う。

工事担当： 被災直後に河川管理者である土木事務所と施工区分と復旧工法について協議を行った。土木事務所の工事の下請けとして工事を施工した業者が、市発注の工事を落札したので同じ業者が結果的に施工した。

委員： 被災後の黒川橋の安全性について伺う。

工事担当： 被災後に橋梁専門業者に検査をしてもらい安全性は確保されている。

委員： 過去の被害状況も考慮し、減災を目的として河川工事について伺う。

工事担当： 河川は県の管理ではあるが、今回の台風で相当の被害が出ていることから、河川の底をさらう工事や川幅を広げる工事を鹿沼土木事務所で施工している。

<審議案件(5)「令和元年度災害復旧事業 513/205 頭首工工事（横尾堰・柿内堰）」について>

委員： 入札の経緯について伺う。

工事担当： 災害査定が12月末までであり、そこから実施設計を組み、入札を行うため、実際に入札に付したのが3月となった。入札の結果、不調となり、随意契約とした。

委員： 見積書の工期欄「ご指定通り」の記載について伺う。

工事担当： 随意契約のための見積書を聴取した時点では繰越予算承認の議決を得たことが業者側へ伝わっていなかったため、見積書の工期の欄には「ご指定通り」という記載になっている。実際には、標準工期で契約をしている。

委員： 工事の完了見込みについて伺う。

工事担当： 契約上では4月8日に着手し、田に水を入れる最低限の工事を行った。6月からは増水期に入り、河川管理者から工事の禁止が指示されているため、工事は休止となる。再開は渇水期の11月となるが、今年度中には工事完了する予定で進めている。

委員： 横尾堰と柿内堰から農業用水を供給できる面積について伺う。

工事担当： 左岸側の横尾堰は7ha、右岸側の柿内堰は76haである。

委員： 随意契約の相手先の選定理由について伺う。

工事担当： 入札辞退した業者を除き、大手の業者から順に依頼し、最終的に受けてくれた業者を随意契約の相手方と決定した。災害復旧工事では、県と市の工事発注時期が重なるため、業者にとって供給過多になるためだと推測できる。

<審議案件(6)「鹿沼市斎場火葬炉改修工事」について>

委員： 随意契約の相手方「高砂炉材工業（株）」の概要について伺う。

工事担当： 東京都に本社があり、火葬炉やごみ処理施設の設計、施工、管理、保守管理を主たる業務としている事業者になる。

委員： 火葬炉の管理等を高砂炉材工業（株）と契約している県内自治体について伺う。

工事担当： 県内は鹿沼市のみ。近県では実績がある。

委員： 今後の工事発注方法について伺う。

工事担当： 令和2年度は一般競争入札で行った。結果は、応札した業者は、「高砂炉材工業（株）」のみで落札業者となった。

委員： 一般競争入札に付した結果、1者であったのと、最初から随意契約で1者に絞ってしまうのでは意味合いが異なる。今後も競争入札の方法を継続してほしい。